

[事案 29-144] 新契約無効請求

- ・平成 30 年 1 月 12 日 和解成立

<事案の概要>

申込書に自署しておらず無断で契約されたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあつたもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 3 月に契約した医療保険およびがん保険について、申込書に自署しておらず無断で契約されたことから、契約を無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

募集人が亡くなっているため、申込書を募集人が記載したかどうかは確認できないが、申立人が本契約を認識し当社に連絡してきてからも解約がなされていないことからすると、追認されたといえるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁判の概要>

1. 裁定手続

裁判審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。